

鳥取縣公報

告示

◆鳥取縣告示第四百五十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
気高郡宝木村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当
する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定
する。

昭和二十六年九月二十八日

鳥取県知事 西尾愛治

記

昭和二十六年九月二十八日から

昭和二十六年十月二日まで

昭和二十六年九月二十八日
号 外 金曜日

本書ノ、キヤハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行(休日ニ當ル)
火金 曜日発行(時ハ翌日)

昭和二十六年九月二十八日
号 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可